

# 愛媛県報

# 発行 愛媛 媛 県

第2405号

#### 平成24年9月21日金曜日 第2405号

<b>◇ 目                                   </b>	
規則	
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を	
改正する規則	787
告 示	
鳥獣保護区の存続期間の更新	788
休猟区の指定	790
特定鳥獣に係る捕獲等をすることができる区域の指定	794
医療機関の指定	797
施術機関の指定	797
指定医療機関の廃止の届出	797
介護機関(居宅介護事業者)の指定	797
介護機関(介護予防事業者)の指定	797
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更	798
指定介護機関(介護予防事業者)の変更	798
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出	798
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の休止の届出	799
指定居宅サービス事業者の指定	799
指定居宅介護支援事業者の指定	799
指定介護予防サービス事業者の指定	799
指定居宅サービス事業の廃止	799
指定介護予防サービス事業の廃止	800
大規模小売店舗の変更の届出の概要等	800
肥料登録有効期間の更新	800
保安林予定森林	801
保安林の指定の解除	801
漁業の許可又は起業の認可の申請期間	801
コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いが	
あると認められた県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成	

す水面の範囲	801
土地改良区役員の就退任の届出	801
建設業者の許可の取消し	802
道路の供用開始(県道西条久万線)	802
道路の供用開始(県道松山空港線)	802
道路の供用開始(県道寺尾重信線)	803
開発行為に関する工事の完了(2件)	803
建設業者の許可の取消し	803
道路の区域変更(県道佐田岬三崎線)	803
道路の供用開始(県道長浜中村線)	804
道路の供用開始(県道美川小田線)	804
道路の区域変更(県道日向谷高野子線)	804
道路の供用開始 ( " )	805
公告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(3件)	805
公安委員会告示	
指定講習機関の特定講習の廃止	805
公営企業告示	
落札者等の告示	806
公営企業公告	
新中央病院院内LAN(1号館)整備事業	806
X線Cアーム透視装置の購入	807
血管連続撮影システムの借入れ	000

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規則

# ○愛媛県規則第42号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

# 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

後

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 別表第1 (第4条、第5条関係)
 別表第1

 衛生環境研究所使用料表
 検査分類
 試験項目
 検体の量
 単位
 使用料金額

 1 食品
 省略
 1

 乳酸菌検査
 省略

正

改

改 正 前

別表第1(第4条、第5条関係)

衛生環境研究所使用料表

検査	查分類	試験項目	検体の量	単	位	使用料金額
1	食品	省略				
		乳酸菌検査	省略			

	寄生虫検査(顕微 鏡検査)	検査に必 要な量	1項目	6 ,180円				
2 ~ 27					2 ~ 27			
省略					省略			

# 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告	示
---	---

# ○愛媛県告示第1145号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存 続期間を更新する。

平成24年9月21日

名 称	区域	存続期間	保護に関する指針
古川鳥	西条市の加茂川の区域	平成24年	当該地域は、県
獣保護	のうち、県道壬生川新居	11月1日	内最大級のカモ類
区	浜野田線(旧東予有料道	から平成	の越冬地となる加
	路)の新加茂川大橋上流	34年10月	茂川河口の上流部
	側より上流で同県道の古	31日まで	に位置し、両岸は
	川橋下流側より下流の河		住宅地となってい
	川法(昭和39年法律第16		るが、区域内にも
	7号)第6条第1項に規		多数のカモ類が渡
	定する河川区域		来するほか、干潮
			時に干出する広大
			な干潟及びヨシ原
			の存在により、鳥
			類の貴重な生息地
			となっており、希
			少種の渡来も確認
			されていることか
			ら、鳥獣保護区に
			指定し、当該地域
			に生息する鳥獣の
			保護を図る。また、
			定期的な巡視によ
			り環境の保持を図
			り、鳥類の安定的
			な生息及び鳥類の
			渡来に著しい影響
			を及ぼすことのな
			いよう留意する。
石岡鳥	西条市氷見の石岡神社	同上	当該区域は、周
獣保護	参道の鳥居 ( 西の山内 )		辺に住宅地と田園
X	を起点とし、ここから同		が混在する、石岡
	神社の森の境界に沿って		神社を囲む常緑の
	同神社の森を一周し、起		森林で構成され、

	点に至る線に囲まれた区域		鳥類の良好な生息 環境となってお り、地元住民にと っては身近な自然
			とふれあえる場と なっていることか ら、鳥獣保護区に 指定し、当該区域 に生息する鳥類の
			保護を図る。また、定期的な巡視により環境の保持を図り、鳥類の安
			定的な生息に著し い影響を及ぼすこ とのないよう留意 する。
銚 保護区	伊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	上 ID	当、大きの多しら指に保 よ害いえにす調にすしこ留き 果がて かく に生護 一るもる、よ鳥 整 同他影の域園 いる をがと と 医地獣、す 図 で作数 状鳥害生る 区鳥をいる で作数 状鳥害生と 区 世の響なる をがとと 区地獣 のし ふ捕及 と に 獣 の よい は 及 範 き と に 獣 の し ふ 捕 を 息と に 獣 及 よ は で ま 獲 ぼを も 息 者 す に で は で ま 獲 ぼを も 息 著 す に
	囲まれた区域 		788

i	1 1200-1 2 7 3-1			I	,	1	ı	ı		ı
猪伏鳥	上浮穴郡久万高原町所	同	上	当該区域は、国			県道宇和野村線に出て、			
獣保護	在の国有林75から77まで			有林を中心に貴重			同県道を北東に進み、市			
X	の各林班並びに民有林久			な天然林が残さ			道出合河西線との交点に			
	万高原町森林計画区中81			れ、鳥獣の生息地			至り、ここから同市道を			
	1 及び838の各林班の区			として豊かな生態			北西に進み、市道鮎返河			
	域			系を形成してお			西線との交点に至り、こ			
				り、周辺の四国カ			こから同市道をほぼ北東			
				ルスト県立自然公			に進み、鮎返橋を経て、			
				園や天狗高原への			同国道に出て、同国道を			
				入り込み者は、年			南東ないし東に進み、起			
				間を通じて大変多			点に至る線に囲まれた区			
				く、自然教養の			   域			
				場、人と動物の共		会が小大され				사후스(박)+
				生の場として親し		節崎池	南宇和郡愛南町御荘平	同	上	当該区域は、
				まれている地域で		鳥獣保	城の町道大谷線と県道久			御荘町の中心部
				あることから、鳥		護区	良城辺線との交点を起点			近い住宅地の近
				獣保護区に指定			とし、ここから同県道を 			にある周囲600
							ほぼ東ないし南に進み、 			のため池とその 
				し、当該地域に生			町道節崎南線との交点に			辺の農用地と照
				息する鳥類の保護			至り、ここから同町道を			樹林で構成され
				を図る。また、鳥			西に進み、農道節崎線と			同池には毎年1 0
				獣保護員等による			の交点を経て、更に同町			羽以上のカモ類
				定期的な巡視を通			道をほぼ北ないし北西に			渡来し、南予地
				じて、静ひつな環			進み、町道大谷線との交			では鹿野川湖に
				境の保持を図る。			点に至り、ここから同町			ぐ飛来地となっ
野村ダ	西予市野村町野村の国	同	上	当該区域は、野村			道をほぼ北東に進み、起			いることから、
ム周辺	道441号と市道野村ダム			ダム湖の周辺に広			点に至る線に囲まれた区			   獣保護区に指
鳥獣保	袖山線との交点を起点と			がる豊かな森林と			域			し、当該地域に
護区	し、ここから同市道を南			肥沃な農耕地から						   息する鳥類の保
	に進み、ダム管理棟南側			なり、希少な鳥類						 を図る。また、
	及びダム堤頂部を経て、			を始め、様々な野						期的な巡視等に
	更に同市道を南に進み、			生鳥獣が生息して						り環境の保持を
	樽ヶ谷との交点に至る。			いるほか、地域住						る。
	ここから同谷を南に進み、			民にも憩いの場と				_		
	西森山三角点(621.8)			なっていることか		大森山 	旧南宇和郡城辺町高野	同	上	当該区域は、
	-					鳥獣保 	山出張所佛眼院前のコン 			南宇和郡城辺町 
	ートル)に至り、ここか			ら、鳥獣保護区に		護区	クリート橋南端を起点と 			中心部に近く、
	ら稜線を南に進み、同町			指定し、当該地域			し、ここから蓮乗寺川左			眼院境内・墓地
	と同市宇和町との境界に			に生息する鳥類の			岸を上流に進み、大森児			大森児童公園及
	至り、ここから同境界を			保護を図る。			童公園前のコンクリート			それら後背の森
	北西に進み、市道下宇和			一方で、近年イ			橋南端に至り、ここから			で構成され、生
	地区85号線に出る。ここ			ノシシ等特定の鳥			同公園南東側境界の稜線			する鳥類の種類
	から同市道を南ないし北			獣による農林作物			を南東ないし南に進み、			少ないものの、
	に進み、市道 - 23号線			への被害が発生し			南レク城辺公園展望台の			葉樹林を中心と
	との交点に至り、ここか			ていることから、			大森山標高点(127メー			た木々の緑と静
	ら同市道を北に進み、市			野生鳥獣の保護と			トル)に至る。ここから			が残された憩い
	道下宇和地区80号線との			同時に、農林業等			り。 稜線をほぼ西ないし北西			場として活用さ
	交点に至り、ここから同			への被害対策を図			に進み、国道56号城辺ト			ていることから
	市道を南西に進み、市道			る。			ンネル上り側入り口左端			鳥獣保護区に指
	- 21号線との交点に至						に至る。ここから南レク			し、当該地域に
	り、ここから同市道を西						公園県有地と私有地果樹			息する鳥類の保
	に進み、市道 - 20号線						園の境界である山道を北			と   を図る。また、
	の昭和橋南端に至り、こ									」を図る。よん、 期的な巡視によ
	の昭和橋南端に至り、ここから同橋を北に進み、						東ないし北に進み、町道職園線に出る。ここから			

大森山休 猟区

石根休猟 区

徳田休猟 区

同町道を北西ないし北に	<b>ప</b> 。
進み蓮乗川に出て、同川	
左岸を上流に進み、起点	
に至る線に囲まれた区域	

# ○愛媛県告示第1146号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	愛媛県知事 中 村 時 	<b></b>
名 称	区域	存続期間
中尾休猟	四国中央市富郷町豊坂の赤星山三角	平成24年11
X	点(1 <i>4</i> 53 2メートル)を起点とし、	月1日から
	ここから惣兵谷川支流に通じる谷をほ	平成27年10
	ぼ南東に進み、同支流に出て、同支流	月31日まで
	右岸を下流に進み、惣兵谷川との合流	
	点に至り、ここから同川右岸を下流に	
	進み、県道高知伊予三島線との交点に	
	至り、ここから同県道を南西ないし西	
	に進み、同市と新居浜市との境界に至	
	り、ここから同境界をほぼ北東ないし	
	北西に進み、新居浜市と旧伊予三島市	
	と旧宇摩郡土居町との境界の交点に至	
	り、ここから旧伊予三島市と旧土居町	
	との境界を北東に進み、起点に至る線	
	に囲まれた区域	
馬立休猟	四国中央市新宮町馬立と金砂町小川	同上
X	山との境界にある中の川右岸と奥之院	
	鳥獣保護区界との交点を起点とし、こ	
	こから同区界をほぼ北東に進み、新宮	
	ダムえん堤西端に至る。ここから銅山	
	川右岸を下流に進み、県道川之江大豊	
	線との交点に至る。ここから同県道を	
	ほぼ南に進み、和田小屋川に出る。こ	
	こから同川左岸を上流に進み、新宮町	
	馬立と金砂町小川山との境界に至る。	
	ここから同境界をほぼ北西に進み、中	
	の川に出る。ここから同川右岸を下流	
	に進み、起点に至る線に囲まれた区域	
立川山休	新居浜市角野新田町の新田橋東端を	同上
猟区	起点とし、ここから市道角野船木支線	
	を北に進み、市道角野船木線との交点	
	に至り、ここから同市道を東に進み、	
	市道角野船木支線との交点に至り、こ	
	こから同市道を南ないし東に進み、市	
	道新田種子川線との交点に至り、ここ	
	から同市道を南東に進み、松山自動車	
	道側道との交点に至り、ここから同側	
	道を東に進み、林道東種子川線との交	
	点に至り、ここから同林道を南に進み、	
		1

第2403号	
上向ホノ1m34 一 トルント流げるル	
上兜山(1 561メートル)に通じる山道との交点に至る。ここから同山道を	
南に進み、林道西種子川線を横断し、	
更に同山道を尾根に沿って南東に進み、	
同山で同市と四国中央市との境界に至	
る。ここから同境界を南東に進み、物	
住頭(1,634,3メートル)に至り、こ	
こから稜線を南西に進み、西赤石山三	
角点 (1,626.1メートル) を経て、更	
に稜線を南西に進み銅山越に至る。こ	
こから通称銅山越山道をほぼ北西に進	
み、県道新居浜別子山線の新仙雲橋北	
端に至る。ここから同県道をほぼ北に	
進み、起点に至る線に囲まれた区域	
西条市中奥の県道西条久万線の三碧	同上
橋西端を起点とし、ここから同県道を	
南東に進み、西之川平組の大宮橋西端	
で市道東之川東西線との交点に至り、	
ここから同市道を北東に進み、東之川	
で瓶ヶ森登山道との交点に至る。ここ	
から同登山道を北東に進み、菖蒲峠で	
石鎚山系鳥獣保護区界に至り、ここか	
ら同区界を南に進み、台ヶ森を経て、	
更に同区界を南西ないし北西に進み、	
旧西条市と旧周桑郡小松町との境界に	
至る。ここから同境界を北に進み、起	
点に至る線に囲まれた区域	
西条市小松町大字大頭の国道11号と	同上
県道石鎚丹原線との交点を起点とし、	
ここから同県道を南に進み、大郷部落	
を経て、市道山神線との交点に至り、	
ここから同市道及びこれに続く山道を	
南西に進み谷筋に至る。ここから同谷	
筋を南西に進み、同市小松町と同市丹	
原町との境界に至る。ここから同境界	
を北西ないし北に進み、同国道に出て、	
同国道を北東に進み、起点に至る線に	
囲まれた区域	
西条市丹原町大字田滝の県道関屋今	同上
井線の田滝橋西端を起点とし、ここか	
ら西川右岸を上流に進み、黒滝谷川と	
の合流点に至る。ここから同川右岸を	
上流に進み、通称権現谷との交点に至	
り、ここから同谷を北西に進み、通称	
ヒクタオで旧周桑郡丹原町と旧東予市	
との境界に至る。ここから同境界を東	
ないし北東に進み、県道徳能伊予三芳	
停車場線に出て、同県道をほぼ南西に	
進み、県道関屋今井線との交点に至り、	
ここから同県道を南西に進み、起点に	
至る線に囲まれた区域のうち、西山鳥	
鮮児誰区の区域を除いた区域	

獣保護区の区域を除いた区域

長沢休猟	今治市と西条市との境界と県道孫兵	同上		れた区域	
区	衛作壬生川線との交点を起点とし、こ		弓削島休	越智郡上島町弓削のうち、弓削島の	同上
	こから同境界をほぼ西に進み、今治市		猟区	   全域	
	と西条市と旧越智郡朝倉村との境界の		津波島休		同上
	交点に至り、ここから旧今治市と旧朝		猟区	全域	19 1
	倉村との境界を北西に進み、市道大坪			_ "	
	通町谷線に出る。ここから同市道を北		魚島休猟	越智郡上島町魚島のうち、魚島の全	同上
	西に進み、市道桜井朝倉線との交点に		X	域	
	至り、ここから同市道を北東ないし東		中島南休	松山市中島町の中島本島の区域のう	同上
	に進み、県道桜井山路線に出る。ここ		猟区	ち、市道大浦吉城線及びその延長線で	
	から同県道を南に進み、市道石打線と			分断される南側の区域	
	の交点に至り、ここから同市道をほぼ		唐川休猟	伊予市上唐川と伊予市中山町と伊予	同上
	南に進み、県道朝倉伊予桜井停車場線		X	郡砥部町との境界の交点を起点とし、	
	を横断し、市道長沢内前線との交点に			ここから同市上唐川と同市中山町との	
	至る。ここから同市道及びこれに続く			境界をほぼ西に進み、国道56号に出て、	
	市道二反地元瀬線を南東に進み、国道			同国道を北に進み、県道大平砥部線と	
	196号に出る。ここから同国道を南東			の交点に至り、ここから同県道をほぼ	
	ないし南に進み、県道孫兵衛作壬生川			東に進み、同市と砥部町との境界に至	
	線との交点に至り、ここから同県道を			り、ここから同境界をほぼ南に進み、	
	南西に進み、起点に至る線に囲まれた			起点に至る線に囲まれた区域	
	区域		高市休猟	伊予市と伊予郡砥部町の境界と県道	同上
大三島北	今治市の大三島の区域のうち、宮浦	同上	X	中野川総津線との交点を起点とし、こ	
休猟区	本川河口右岸を起点とし、ここから同			こから同県道を南東に進み、総津橋北	
	岸を上流に進み、昭和橋北端に至り、			端で玉谷川に出て、同川右岸を下流に	
	ここから同橋を南に進み、県道大三島			進み、新総津橋南端で国道379号との	
	上浦線に出て、同県道を北東に進み、			交点に至り、ここから同国道をほぼ南	
	州の鼻橋北端で井之口本川に出て、同			に進み、喜多郡内子町と砥部町との境	
	川左岸を下流に進み、河口に至る線で			界に至り、ここから同境界を南西ない	
	分断される北側の区域			し北西に進み、伊予市と内子町と砥部	
宮崎休猟	今治市波方町小部の町道岡線と県道	同上		町との交点に至り、ここから同境界を	
X	波方環状線との交点を起点とし、ここ			北東に進み、起点に至る線に囲まれた	
	   から同県道をほぼ北西に進み、小部漁			区域	
	   港隣港道路との交点に至り、ここから		下直瀬休	上浮穴郡久万高原町直瀬の県道落合	同上
	   同道路を西に進み、同道路の延長線と		猟区	   久万線の直瀬橋北端を起点とし、ここ	
	   小部漁港海岸の海岸線との交点に至る。			   から同県道を北に進み、県道美川川内	
	   ここからその海岸線に沿ってほぼ西に			   線との交点に至り、ここから同県道を	
	   進み、錨掛ノ鼻及び御崎を経て、更に			   ほぼ南東に進み、県道直瀬渋草線との	
	│ │ その海岸線をほぼ北に進み、梶取ノ鼻			│ │ 交点に至り、ここから同県道をほぼ北	
	   に至る。ここからその海岸線をほぼ東			   東に進み、旧同郡久万町と旧同郡面河	
	│ │ に進み、馬刀潟を経て、更にその海岸			│ │ 村との境界に至る。ここから同境界を	
	   線を北東に進み、森上港を経て、更に			   東ないし南に進み、旧久万町と旧面河	
	   その海岸線を北東に進み、大角鼻に至			   村と旧同郡美川村との境界の交点に至	
	る。ここからその海岸線をほぼ南東に			り、ここから南西に進み、県道西条久	
	進み、同県道との交点に至る。ここか			万線に出る。ここから同県道を北な <b>い</b>	
	ら同県道をほぼ南東に進み、県道今治			し北西に進み、清瀬橋を経て、更に同	
	│ │ 波方港線との交点に至る。ここから同			   県道を西に進み、島田橋東端に至り、	
	県道をほぼ南西に進み、町道門田線と			ここから谷に沿って北に進み、稜線に	
	の交点に至り、ここから同町道をほぼ			至る。ここから同稜線を北西に進み、	
	北西に進み、町道樋口波方線との交点			西ノ川橋に至る稜線に至り、ここから	
	に至る。ここから同町道を南西に進み、			同稜線を南西に進み、西ノ川橋北端で	
	町道岡線との交点に至り、ここから同			同県道に出る。ここから同県道をほぼ	
	町道を西に進み、起点に至る線に囲ま			西ないし北西に進み、県道落合久万線	

	十成四十万万四					<del>知270</del> 3万	
	との交点に至り、ここから同県道を北					   ぽ北東ないし東に進み、県道西条久万	
	ないし北東に進み、起点に至る線に囲					   線との交点に至り、ここから同県道を	
	まれた区域(久万高原ふるさと旅行村					   東ないし南東に進み、起点に至る線に	
	特定猟具使用禁止区域を含む。)					囲まれた区域	
桂ヶ森休	上浮穴郡久万高原町久万の国道33号	同	上		黒藤川休	上浮穴郡久万高原町黒藤川の国道33	同上
猟区	と町道旭ヶ丘線との交点を起点とし、				猟区	号と県道美川川内線との交点を起点と	
	ここから同町道を西に進み、町道ひわ					   し、ここから同県道をほぼ北ないし北	
	田線との交点に至り、ここから同町道					   東に進み、林道長崎明神山線との交点	
	をほぼ西に進み、町道由良野線との交					   に至る。ここから同林道及びこれに続	
	点に至り、ここから同町道を南西に進					   く山道を東に進み、愛媛県と高知県と	
	み、県道上尾峠久万線に出る。ここか					の境界に至り、ここから同境界を南西	
	ら同県道を北西に進み、サレガ峠で同					   に進み、明神山三角点(1541.6メート	
	町と伊予郡砥部町との境界に至る。こ					│ │ ル)に至る。ここから旧同郡美川村と	
	こから同境界を北東に進み、久万高原					   旧同郡柳谷村の境界を西に進み、同国	
	町と砥部町と松山市との境界の交点に					   道に出て、同国道を北に進み、起点に	
	至り、ここから久万高原町と同市との					   至る線に囲まれた区域	
	境界を東に進み、同町二名と同町東明				中久保休	 	同上
	神との境界に至り、ここから同境界及				猟区	端を起点とし、ここから町道中久保線	19 1
	びこれに続く山道を南東に進み、町道				5/N/25	を東に進み、国道440号に出る。ここ	
	皿木線に出て、同町道を東に進み、国					から同国道をほぼ南西に進み、横野ト	
	道33号に出て、同国道を南に進み、起					ンネル東口で町道中久保線との交点に	
	点に至る線に囲まれた区域(由良野特					至り、ここから同町道を南西ないし北	
	定猟具使用禁止区域の一部を含む。)					西に進み、同トンネル西口で同国道に	
妙休猟区		同		1		出る。ここから同国道を西に進み西谷	
75 F1-3/1V	線と国道494号との交点を起点とし、	'	_			大橋東端で高野川に出る。ここから高	
	ここから同国道を北に進み、県道落合					野川左岸を上流に進み、中久保橋北端	
	久万線との交点に至る。ここから同県					で国道440号に至り、ここから同国道	
	道を北に進み、相名峠に通じる山道と					を南西ないし南東に進み、地芳峠で同	
	の交点に至り、ここから同山道を北東					│ │ 町と高知県の境界に至る。ここから同	
	に進み、同峠で同町と西条市との境界					   境界を西に進み、同町と西予市と高知	
	に至る。ここから同境界をほぼ南東に					   県の境界との交点に至り、ここから同	
	進み、石鎚山系鳥獣保護区界に至り、					   町と同市の境界を北に進み、丸石山三	
	ここから同区界をほぼ南東に進み、町					   角点(1,327.5メートル)に至り、こ	
	道坂瀬線に出る。ここから同町道を南					│ │ こから同町と喜多郡内子町との境界を	
	に進み、町道大成線との交点に至り、					   北に進み、県道小田柳谷線に出て、同	
	ここから同町道を西に進み起点に至る					   県道をほぼ東に進み、起点に至る線に	
	線に囲まれた区域					囲まれた区域	
中組休猟	上浮穴郡久万高原町中組の県道西条	同	上		河辺南休	大洲市河辺町と同市肱川町との境界	同上
X	久万線と町道河ノ子線との交点を起点				猟区	と県道小田河辺大洲線との交点を起点	
	とし、ここから同町道をほぼ東に進み、					とし、ここから同県道をほぼ北東に進	
	林道川ノ子線との交点に至り、ここか					み、稲谷を経て、更に同県道を東に進	
	ら同林道をほぼ東に進み、高知県吾川					み、竹の瀬を経て、更に同県道をほぼ	
	郡仁淀川町に至る山道との交点に至る。					北東に進み、同市と喜多郡内子町との	
	ここから、同山道をほぼ東に進み、愛					境界に至る。ここから同境界をほぼ北	
	媛県と高知県との境界に至る。ここか					東ないし南東に進み、雨乞山三角点	
	ら、同境界を南西ないし西に進み、三					(1 213 .1メートル) を経て、更に同	
	光ノ辻山三角点(1 215 3メートル)					境界を南東に進み、同市と内子町と西	
	に至る。ここから、旧同郡面河村と旧					予市との境界の交点に至る。ここから	
	同郡美川村との境界をほぼ北西に進み、					大洲市と西予市との境界をほぼ南西に	
	四辻ノ森三角点 (1,201,0メートル)					進み、大旗山三角点 (1,184.1メート	
	を経て、更に同境界を北西に進み、国					ル)を経て、更に同境界をほぼ南西に	
	道494号に出る。ここから同国道をほ					進み、三角点(790 4メートル)を経	

	て、更に同境界をほぼ西ないし南に進				点に至る。ここから同県道をほぼ北に	
	み、大洲市河辺町と同市肱川町と西予				進み、町道入津松線との交点に至る。	
	市との境界の交点に至る。ここから大				ここから同町道を北東に進み、県道鳥	
	洲市河辺町と同市肱川町との境界をほ				井喜木津線に出る。ここから同県道を	
	ぼ西ないし北に進み、起点に至る線に				ほぼ東に進み、旧同郡三崎町と旧同郡	
	囲まれた区域				   瀬戸町との境界に至る。ここから同境	
平野黒木	 大洲市大洲の県道大洲保内線と国道	同上	111		界を南に進み、海岸線に出て、その海	
休猟区	441号との交点を起点とし、ここから	'' =			岸線をほぼ南西に進み、梶谷鼻及び小	
11.3.0	同国道をほぼ南東ないし南西に進み、				梶谷鼻を経て、起点に至る線に囲まれ	
	市道黒木野佐来線との交点に至る。こ				た区域	
	こから同市道を南西に進み、金山橋南			明浜休猟	西予市明浜町俵津の国道378号の宮	同上
	端で国道56号に出る。ここから同国道			×	崎橋西端を起点とし、ここから同国道	', _
	を南に進み、札掛を経て、更に同国道			_	をほぼ西に進み、渡江、狩浜及び高山	
	を南西に進み、鳥坂隧道北口に至り、				を経て、宮野浦の旭橋東端で堂面川に	
	ここから同隧道上を南西に進み、同市				出て、同川右岸及びこれに続く谷を上	
	と西予市との境界に至る。ここから同				流に進み、三角点(379.6メートル)	
	境界を北東ないし西に進み、大洲市と				で同町と同市三瓶町との境界に至る。	
	現外を北泉ないし四に進み、				で同町で同市三瓶町での境界に至る。     ここから同境界を北東に進み、同市明	
	る。ここから大洲市と八幡浜市との境 界をほぼ北ないし北西に進み、三角点				浜町と同市三瓶町と同市宇和町との境     界の交点に至り、ここから同市明浜町	
	(447.4メートル)を経て、更に同境				と同市宇和町との境界を南東に進み、	
	界を西ないし北西に進み、鞍掛山三角				県道宇和高山線に出て、同県道を南東	
	点(629.4メートル)を経て、更に同				ないし北東に進み、林道火道線との交	
	境界をほぼ北東に進み、県道大洲保内				点に至り、ここから同林道を北東に約	
	線に出る。ここから同県道をほぼ南西				100メートル進み、銭坪川に通じる谷	
	ないし東に進み、本谷を経て、更に同				に至り、ここから同谷を南東に進み、	
	県道をほぼ北東に進み、土居を経て、				同川に出て、同川右岸を下流に進み、	
	更に同県道をほぼ東に進み、JR四国				宮崎川との合流点に至り、ここから同	
	予讃線を横断し、更に同県道をほぼ南				川右岸を下流に進み、起点に至る線に	
	東に進み、栄町を経て、更に同県道を				│ 囲まれた区域 ├────────────────────────────────────	
	ほぼ北東ないし東に進み、起点に至る			予子林休	西予市野村町と同市城川町との境界	同上
	線に囲まれた区域(国立大洲青年の家			猟区	と鹿野川ダム周辺鳥獣保護区界との交	
	特定猟具使用禁止区域を含む。)		4		点を起点とし、ここから同区界をほぼ	
乙景山休	喜多郡内子町大瀬中央の国道379号	同上			北西に進み、西予市と大洲市との境界	
猟区	と県道池田中山線との交点を起点とし、				に至り、ここから同境界を北ないし東	
	ここから同県道を北東に進み、程内部				に進み、西予市野村町舟戸で県道野村	
	落を経て、更に同県道をほぼ西に進み、				柳谷線に出て、同県道を東に進み、市	
	杖窪部落を経て、更に同県道を南西な				道雨包線との交点に至り、ここから同	
	いし北東に進み、同町と伊予市との境				市道を南東ないし西に進み、林道雨包	
	界に至る。ここから同境界を北東に進				線との交点に至る。ここから同林道を	
	み、同町と伊予市と伊予郡砥部町との				ほぼ東に進み、同市野村町と同市城川	
	境界の交点に至り、ここから内子町と				町との境界に至り、ここから同境界を	
	砥部町との境界を南東に進み、旧内子				西ないし南に進み、起点に至る線に囲 	
	町と砥部町と旧上浮穴郡小田町との境				まれた区域	
	界の交点に至り、ここから旧内子町と			魚成休猟	西予市城川町魚成の魚成橋東端を起	同上
	旧小田町との境界を南に進み、同国道			区	点とし、ここから国道197号を南東に	
	に出て、同国道をほぼ西に進み、起点				進み、市道魚成線との交点に至り、こ	
	に至る線に囲まれた区域		$\rfloor         $		こから同市道を南西に進み、市道広田	
名取休猟	西宇和郡伊方町三崎の国道197号の	同上			今田線に至る。ここから同市道を南東	
X	国道九四フェリー発着場を起点とし、				に進み、市道下惣川線に至り、ここか	
	ここから県道佐田岬三崎線を北西ない				ら同市道を南に進み、林道下惣川線と	
	し西に進み、県道鳥井喜木津線との交				│ │ の交点に至り、ここから同林道をほぼ	

	南に進み、同林道の終点に至る。ここから、稜線を南西に進み、西予市と北宇和郡鬼北町との境界に至り、ここから同境界を西に進み、同市城川町と同市野村町と鬼北町との境界の交点に至り、ここから同市城川町と同市野村町との境界を北に進み、国道441号に出て、同国道を北東に進み、県道野村城川線との交点に至り、ここから同県道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域(今田特定猟具使用禁止区域を含む。)	
奈良休猟区	北宇和郡鬼北町出目の出目陸橋北端を起点とし、ここから国道320号を西に進み、同町と宇和島市との境界に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、泉が森三角点(7552メートル)を経て、更に同境界を北に進み、同町と同市と旧同郡三間町との境界の交点に至る。ここから同町と旧三間町との境界を東ないし北に進み、JR四国予土線との交点に至る。ここから同線を南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域(アチ谷池特定猟具使用禁止区域を含む。)	同上
上家地・目黒休猟区	北宇和郡松野町大字松丸の県道西土 佐松野線と国道381号との交点を起点 とし、ここから同国道をほぼ南東に進 み、愛媛県と高知県との境界に至る。 ここから同境界を西ないし南西に進み、 井谷山標高点(324 2メートル)及び 竜山三角点(453 7メートル)を経て、 更に同県境を南西に進み、同県道に出 て、同県道をほぼ西に進み、県道滑床 松野線との交点に至る。ここから同県 道を北西に進み、県道目黒松丸線との 交点に至り、ここから同県道をほぼ北 東に進み、県道西土佐松野線との交点 に至り、ここから同県道を北に進み、 起点に至る線に囲まれた区域	同上

# ○愛媛県告示第1147号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣に関し、捕獲等 をすることができる区域を指定する。

平成24年9月21日

区域	存続期間	捕獲等をするこ とができる特定 鳥獣の種類
四国中央市地内の翠波休猟	平成24年11月	イノシシ、ニホンジ
区の全域	1日から平成	カ

- IM	772	+0.5 -5
	25年10月31日	
四国中央市地内の上野休猟 区の全域	同上	同上
四国中央市地内の東山休猟 区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
四国中央市地内の辺地床休 猟区の全域	同上	同上
四国中央市地内の三角寺休 猟区の全域	同上	同上
四国中央市地内の中尾休猟 区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
四国中央市地内の馬立休猟 区の全域	同上	同上
新居浜市地内の大久保休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
新居浜市地内の赤石休猟区 の全域	同上	同 上
新居浜市地内の中村・萩生 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
新居浜市地内の立川山休猟 区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
西条市地内の市之川・加茂 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
西条市地内の途中之川休猟 区の全域	同上	同上
西条市地内の千原休猟区の 全域	同上	同上
西条市地内の中之池休猟区 の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同 上
T4+11+0+111+1111	同上	同上
西条市地内の吉岡休猟区の 全域	.,,	
	同上	同上

平成24年 9 月2	<u> </u>	发 发
の全域	1 日から平成 27年10月31日	
	まで	
西条市地内の石根休猟区の 全域	同上	同上
西条市地内の徳田休猟区の 全域	同上	同上
今治市地内の木地休猟区の 全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日	同上
今治市地内の大島南休猟区 の全域	まで 平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
今治市地内の長沢休猟区の 全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
今治市地内の大三島北休猟 区の全域	同上	同上
今治市地内の宮崎休猟区の 全域	同上	同上
越智郡上島町地内の弓削島 休猟区の全域	同上	同上
越智郡上島町地内の津波島 休猟区の全域	同上	同上
越智郡上島町地内の魚島休 猟区の全域	同上	同上
松山市地内の萩原休猟区の 全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
松山市地内の九川休猟区の 全域	同上	同上
松山市地内の権現休猟区の 全域	同上	同上
松山市地内の小野休猟区の 全域	同上	同上
松山市地内の窪野休猟区の全域	同上	同上
松山市地内の中島南休猟区 の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
伊予市地内の秦皇山休猟区 の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上

		<del>-</del>
伊予市地内の陣が森岳休猟 区の全域	同上	同上
伊予市地内の大久保休猟区 の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
伊予市地内の唐川休猟区の 全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
東温市地内の陣ヶ森休猟区 の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
東温市地内の添谷休猟区の 全域	同上	同上
東温市地内の則之内休猟区 の全域	同上	同上
東温市地内の滑川休猟区の 全域	同上	同上
伊予郡砥部町地内の万年休 猟区の全域	同上	同上
伊予郡砥部町地内の高市休 猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 東明神休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 西ノ川休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 大成休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 二箆休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 高野休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 日野浦休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
上浮穴郡久万高原町地内の 柳井川休猟区の全域	同上	同上
上浮穴郡久万高原町地内の下直瀬休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
上浮穴郡久万高原町地内の	同上	同上

平成24年9月2	<u> </u>	
桂ヶ森休猟区の全域		
上浮穴郡久万高原町地内の	同上	同上
妙休猟区の全域		
上浮穴郡久万高原町地内の	同 上	同上
中組休猟区の全域		
上浮穴郡久万高原町地内の黒藤川休猟区の全域	同上	同 上
上浮穴郡久万高原町地内の 中久保休猟区の全域	同 上	同上
大洲市地内の大洲松尾休猟 区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同 上
大洲市地内の長浜西休猟区の全域	同上	同上
大洲市地内の上須戒休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
大洲市地内の河辺南休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同上
大洲市地内の平野黒木休猟 区の全域	同上	同 上
喜多郡内子町地内の只海休 猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
喜多郡内子町地内の臼杵休 猟区の全域	同上	同 上
喜多郡内子町地内の雨霧休 猟区の全域	同上	同上
喜多郡内子町地内の桶小屋 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで	同上
喜多郡内子町地内の村前休 猟区の全域	同 上	同上
喜多郡内子町地内の乙景山 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで	同 上
八幡浜市地内の瀬田横尾地 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで	同上
西宇和郡伊方町地内の名取 休猟区の全域	平成24年11月 1日から平成	同上
	I.	

西予市地内の河内体猟区の		07/740/204/2	
西予市地内の河内休猟区の		27年10月31日	
25年10月31日 まで			同上 
まで   日上   日上   日上   日上   日上   日上   日上   日	全域		
西予市地内の深筋・富野川			
西予市地内の御在所山休猟 同 上 同 上 日 上 日 上 日 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 上 日 日 日 上 日 日 日 上 日 日 日 日 上 日		まで	
西予市地内の御在所山休瀬 同上 同上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日	西予市地内の渓筋・富野川	同 上	同上
西予市地内の明石・倉谷体 猟区の全域	休猟区の全域		
西予市地内の明石・倉谷体 獺区の全域	西予市地内の御在所山休猟	同上	同上
祖区の全域	区の全域		
西子市地内の深山体猟区の 全域	西予市地内の明石・倉谷休	平成24年11月	同上
まで   日上   日上   日上   日上   日上   日上   日上   日	猟区の全域	   1日から平成	
西予市地内の深山休猟区の 全域 西予市地内の焼棟峠休猟区の 全域 西予市地内の明浜休猟区の 全域 西予市地内の明浜休猟区の 全域 西予市地内の明浜休猟区の 全域 西予市地内ののの多子林休猟区の 全域 西予市地内の魚成休猟区の 全域 西予市地内の魚成休猟区の 全域 西予市地内の魚成休猟区の 全域 西予市地内の成炒休猟区 同上 同上 の全域 下和島市地内の成炒休猟区 平成24年11月 1日から平成 25年10月31日 まで 北宇和郡鬼北町地内の国遠 平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで 北宇和郡鬼北町地内の川上 休猟区の全域 北宇和郡鬼北町地内の奈良 平成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで 北宇和郡鬼北町地内の奈良 中成24年11月 1日から平成 27年10月31日 まで 北宇和郡松野町地内の上家 地・目黒休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 (木猟区の全域 1日から平成 25年10月31日 まで		26年10月31日	
世界では、		まで	
世界では、	西名市地内の深山休淄区の	同 F	同上
西予市地内の焼棟峠休猟区の全域  西予市地内の三瓶休猟区の全域  西予市地内の明浜休猟区の 平成24年11月 日上 全域  西予市地内の明浜休猟区の 平成24年11月 日上 1日から平成 27年10月31日まで  西予市地内の魚成休猟区の 日上 同上 ・		10 ±	19 ±
西予市地内の三瓶休猟区の 全域  西予市地内の明浜休猟区の 全域  西予市地内の明浜休猟区の 全域  西予市地内の予子林休猟区 同上 同上 の全域  西予市地内の魚成休猟区の 日上 同上 の全域  西予市地内の魚成休猟区の 日上 同上 字和島市地内の成妙休猟区 平成24年11月 日上 1日から平成 25年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の国遠 平成24年11月 日上 株猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の川上  同上 同上 ・株猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の川上  1日から平成 26年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の宗良  平成24年11月 日上 ・株猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の宗良  平成24年11月 日上 ・株猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の宗良  平成24年11月 日上 ・株猟区の全域  北宇和郡松野町地内の上家  1日から平成 27年10月31日 まで  北宇和郡松野町地内の上家  1日から平成 27年10月31日 まで  北宇和郡愛南町地内の長月  平成24年11月 日上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
西予市地内の三瓶休猟区の 全域  西予市地内の明浜休猟区の 全域  西予市地内の明浜休猟区の 全域  西予市地内の予子林休猟区 同上 同上 の全域  西予市地内の魚成休猟区の 日上 同上 日上 日から平成 25年10月31日 まで  北宇和島市地内の成妙休猟区 平成24年11月 日上 日から平成 25年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の国遠 平成24年11月 日上 日から平成 26年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の川上 日上 同上 日上 休猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の宗良 平成24年11月 日上 1日から平成 26年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の川上  日上 同上  日上  日上  日上  日本  日本  日本  日上  日上  日上  日		同上	同上 
全域     西子市地内の明浜休猟区の 全域	の全域 		
西予市地内の明浜休猟区の 全域	西予市地内の三瓶休猟区の	同 上	同上
全域     1日から平成 27年10月31日 まで       西予市地内の予子林休猟区 の全域     同 上     同 上       京中地内の魚成休猟区の全域     甲成24年11月 日上     同 上       宇和島市地内の成妙休猟区の全域     平成24年11月 日上       北宇和郡鬼北町地内の国遠 (25年10月31日 まで     中成24年11月 日上       北宇和郡鬼北町地内の川上 (26年10月31日 まで     日 上       北宇和郡鬼北町地内の奈良 (27年10月31日 まで     日 上       北宇和郡松野町地内の上家 日上 日上     日 上       北・日黒休猟区の全域     中成24年11月 日上       南宇和郡愛南町地内の長月 (1日から平成 25年10月31日 まで     日 上       北・日黒休猟区の全域     中成24年11月 日上     日 上       大猟区の全域     中成24年11月 日上     日上	全域		
27年10月31日 まで   日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日 上 日	西予市地内の明浜休猟区の	平成24年11月	同上
西子市地内の予子林休猟区 の全域  西子市地内の魚成休猟区の 全域  宇和島市地内の成が休猟区 の全域  宇和島市地内の成が休猟区 の全域  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	全域	1日から平成	
西予市地内の予子林休猟区 の全域  西予市地内の魚成休猟区の 全域  宇和島市地内の成妙休猟区 の全域  宇和島市地内の成妙休猟区 の全域  北宇和郡鬼北町地内の国遠		27年10月31日	
西子市地内の魚成休猟区の 全域		まで	
西予市地内の魚成休猟区の 全域  宇和島市地内の成妙休猟区 の全域  「日から平成 25年10月31日 まで  北宇和郡鬼北町地内の国遠 (大猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の川上 (大猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の川上 (大猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の奈良 (大猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の奈良 (大猟区の全域  北宇和郡鬼北町地内の奈良 (大猟区の全域  北宇和郡松野町地内の上家 (大郷区の全域  東宇和郡愛南町地内の長月 (大猟区の全域  下の24年11月 (日)上 (日)上 (日)上 (日)上 (日)上 (日)上 (日)上 (日)上	西予市地内の予子林休猟区	同上	同上
全域       平成24年11月       同上         の全域       1日から平成25年10月31日まで       こ5年10月31日まで         北宇和郡鬼北町地内の国遠(大猟区の全域)       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡鬼北町地内の川上(大猟区の全域)       同上       同上         北宇和郡鬼北町地内の奈良(大猟区の全域)       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡松野町地内の上家地・目黒休猟区の全域       同上       同上         市宇和郡愛南町地内の長月(大猟区の全域)       平成24年11月日日まで       同上         大猟区の全域       中成24年11月日日まで       同上			
全域       平成24年11月       同上         の全域       1日から平成25年10月31日まで       こ5年10月31日まで         北宇和郡鬼北町地内の国遠(大猟区の全域)       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡鬼北町地内の川上(大猟区の全域)       同上       同上         北宇和郡鬼北町地内の奈良(大猟区の全域)       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡松野町地内の上家地・目黒休猟区の全域       同上       同上         市宇和郡愛南町地内の長月(大猟区の全域)       平成24年11月日日まで       同上         大猟区の全域       中成24年11月日日まで       同上	西名市地内の角成休猟区の		同上
宇和島市地内の成妙休猟区       平成24年11月       同上         の全域       1日から平成25年10月31日まで       同上         北宇和郡鬼北町地内の国遠       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡鬼北町地内の川上休猟区の全域       同上       同上         北宇和郡鬼北町地内の奈良休猟区の全域       平成24年11月日まで       同上         北宇和郡松野町地内の上家地・目黒休猟区の全域       同上       同上         本で       平成24年11月まで       同上         北宇和郡松野町地内の長月休猟区の全域       平成24年11月日まで       同上         本で       1日から平成25年10月31日まで       25年10月31日まで			19 1
の全域       1日から平成 25年10月31日 まで         北宇和郡鬼北町地内の国遠 休猟区の全域       平成24年11月 1日から平成 26年10月31日 まで         北宇和郡鬼北町地内の川上 休猟区の全域       同上 同上 日上 日上 日上 日上 日上 日本の6平成 27年10月31日 まで         北宇和郡松野町地内の上家 1日から平成 27年10月31日 まで       日上 日		T. C. 24/T.14 F.	
25年10月31日 まで   北宇和郡鬼北町地内の国遠   平成24年11月   日 上   1日から平成   26年10月31日 まで   北宇和郡鬼北町地内の川上   日 上			P 上
まで 北宇和郡鬼北町地内の国遠 平成24年11月 同上 休猟区の全域 1日から平成 26年10月31日 まで 北宇和郡鬼北町地内の川上 同上 同上 休猟区の全域 平成24年11月 同上 休猟区の全域 1日から平成 27年10月31日 まで 北宇和郡松野町地内の上家 同上 同上 北宇和郡松野町地内の上家 地・目黒休猟区の全域 同上 同上 休猟区の全域 1日から平成 27年10月31日 まで	の全球		
北宇和郡鬼北町地内の国遠			
休猟区の全域			
26年10月31日 まで   北宇和郡鬼北町地内の川上   同 上   同 上   日	北宇和郡鬼北町地内の国遠	平成24年11月	同上
まで 北宇和郡鬼北町地内の川上 休猟区の全域 北宇和郡鬼北町地内の奈良 水弾区の全域 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	休猟区の全域	1日から平成	
北宇和郡鬼北町地内の川上     同上       北宇和郡鬼北町地内の奈良     平成24年11月     同上       休猟区の全域     1日から平成27年10月31日まで       北宇和郡松野町地内の上家     同上     同上       地・目黒休猟区の全域     平成24年11月     同上       南宇和郡愛南町地内の長月     平成24年11月     同上       休猟区の全域     25年10月31日まで		26年10月31日	
休猟区の全域       平成24年11月       同 上         水猟区の全域       1日から平成27年10月31日まで       27年10月31日まで         北宇和郡松野町地内の上家地・目黒休猟区の全域       同 上       同 上         南宇和郡愛南町地内の長月休猟区の全域       平成24年11月1日まで       同 上		まで	
北宇和郡鬼北町地内の奈良 平成24年11月 同 上 1日から平成 27年10月31日 まで ホ宇和郡松野町地内の上家 同 上 同 上 地・目黒休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 中成24年11月 同 上 1日から平成 25年10月31日 まで	北宇和郡鬼北町地内の川上	同上	同上
休猟区の全域     1日から平成27年10月31日まで       北宇和郡松野町地内の上家地・目黒休猟区の全域     同上       南宇和郡愛南町地内の長月休猟区の全域     平成24年11月日日上       1日から平成25年10月31日まで	休猟区の全域		
27年10月31日 まで   北宇和郡松野町地内の上家   同 上   同 上   同 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 から平成   25年10月31日   まで   まで	北宇和郡鬼北町地内の奈良	平成24年11月	同上
27年10月31日 まで   北宇和郡松野町地内の上家   同 上   同 上   同 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 上   日 から平成   25年10月31日   まで   まで	休猟区の全域	   1日から平成	
北宇和郡松野町地内の上家 同 上 同 上 地・目黒休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 平成24年11月 同 上 1 日から平成 25年10月31日 まで		27年10月31日	
地・目黒休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 平成24年11月 同 上 休猟区の全域 1 日から平成 25年10月31日 まで		まで	
地・目黒休猟区の全域 南宇和郡愛南町地内の長月 平成24年11月 同 上 休猟区の全域 1 日から平成 25年10月31日 まで	北宇和郡松野町地内の上家	同	同上
南宇和郡愛南町地内の長月 平成24年11月 同 上 休猟区の全域 1日から平成 25年10月31日 まで		'' -	'' -
休猟区の全域 1 日から平成 25年10月31日 まで		亚成24年11日	□ -
25年10月31日 まで			19 <u>T</u>
まで	小猟匹の王以		
南宇和郡愛南町地内の藤が 平成24年11月 同 上			
	南宇和郡愛南町地内の藤が	平成24年11月 	同 上 

駄場休猟区の全域	1日から平成
	26年10月31日
	まで

#### ○愛媛県告示第1148号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	指 定年月日
西予市国民健康 保険惣川診療所	西予市	西予市野村町舟戸2098番 地 1	平成24年 4月1日
トーヨ調剤薬局	栗林薬品株式会 社	西条市北条1637 - 2	平成24年 8月20日
渡部病院	医療法人社団門 の内会	西条市周布331番地 1	平成24年 8月20日

# ○愛媛県告示第1149号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同 法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成24年9月21日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

施術機関の名称	開記	設者は	の日名	E 名 称	所 在 地	指 定 年月日
なかむら鍼灸整 骨院	中	村	達	也	西予市城川町魚成3702 - 7	平成24年 7月31日
とも鍼灸整骨院	古	Ш	智	_	新居浜市庄内町 1 - 14 - 27	平成24年 8 月22日

#### ○愛媛県告示第1150号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	開設者の氏名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止年月日
西予市国民健康 保険惣川診療所	西予市	西予市野村町惣川288番地	平成24年 3 月31日
自在園診療所	社会福祉法人御 荘福祉施設協会	南宇和郡愛南町御荘平城 5272	平成24年 7月31日
有限会社城西調 剤薬局八幡浜店	有限会社城西調 剤薬局	八幡浜市古町 1 - 1030 - 4	平成24年 8 月15日
トーヨ調剤薬局	栗林薬品株式会 社	西条市周布330 - 4	平成24年 8 月19日

# ○愛媛県告示第1151号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅	主たる事務所の	居宅介護事業	を 行 う 事 業 所	
介護事業者)の		古七月磅争未	で 1] フ 事 未 別	指定年月日
名称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目 1 番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2-10	平成24年 8 月 1 日
高岡倫子	新居浜市東田二丁目甲1841番 地の1	千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番 地の1	平成24年 8 月20日
医療法人久豊会	新居浜市松原町12番44号	加藤医院	新居浜市松原町12番44号	平成24年 8 月21日
有限会社介護支援サービスし ろもと	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 697 - 4	小規模多機能ホーム・メサイ ア	上浮穴郡久万高原町上野尻甲 535	平成24年 8 月31日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地	ニチイケアセンターあけぼの 訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	平成24年 9 月 1 日
株式会社介護ステーションす みれ	宇和島市保手四丁目 9 番14号	介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目 9 番14号	平成24年 9 月 4 日

# ○愛媛県告示第1152号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(介護予防事業者)を次のように指定した。 平成24年9月21日

介 護 機 関 ( 介 護 予 防 事 業 者 ) の 名 称	主たる事務所の	介 護 予 防 事 業 名 称	を 行 う 事 業 所 所 在 地	指定年月日
医療法人補天会	今治市米屋町三丁目 1 番地15	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町3丁目2-10	平成24年8月1日
髙岡倫子	新居浜市東田二丁目甲1841番 地の1	千葉薬局	新居浜市東田二丁目甲1841番 地の1	平成24年 8 月20日
医療法人久豊会	新居浜市松原町12番44号	加藤医院	新居浜市松原町12番44号	平成24年 8 月21日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地	ニチイケアセンターあけぼの 訪問看護ステーション	宇和島市寿町一丁目5番8号	平成24年 9 月 1 日
株式会社介護ステーションす みれ	宇和島市保手四丁目 9 番14号	介護ステーションすみれ	宇和島市保手四丁目 9 番14号	平成24年 9 月 4 日

# ○愛媛県告示第1153号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	居宅介護事業	を行う事業所	変更年月日	
介護事業者)の名	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番	(変更後) ケアプラザ「サン愛」久保田 事業所	       新居浜市久保田町一丁目8番	平成24年 6 月30日	
<b>林</b> 丸云社上发	10号	(変更前) 介護プラザ「サン愛」久保田 事業所	10号	平成24年6月30日	

#### ○愛媛県告示第1154号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(介護予防事業者)の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(介護 予防事業者)	主たる事務所の	介護 予防事業	を 行 う 事 業 所	変 更 年 月 日	
の名称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社仁愛	新居浜市久保田町一丁目8番	(変更後) ケアプラザ「サン愛」久保田 事業所	新居浜市久保田町一丁目8番	亚叶24年 6 日20日	
体式云社上发	10号	(変更前) 介護プラザ「サン愛」久保田 事業所	] 10号	平成24年 6 月30日	

# ○愛媛県告示第1155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護事業者)から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年9月21日

介護機関(居宅 介護事業者)の	主たる事務所の	廃止に係る居宅介記	護事業を行う事業所	廃止年月日
名和新	所 在 地	名 称	所 在 地	<b>,</b>
社会福祉法人伊予市社会福祉 協議会	伊予市米湊723番地 1	伊予市社協訪問入浴事業所	伊予市米湊723番地 1	平成24年 4 月 1 日

# ○愛媛県告示第1156号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定した介護機関(居宅介護支援事業者)から、居宅介護支援事業を次のように休止した旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関(居宅 介護支援事業者)の	主た	る 事 務	所の	休止に係	休止年月日				
名 名 称	所	所 在 地		名	所	在 地			
有限会社サン・ケアワーク	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地			有限会社サン・ 宅介護支援事業		南宇和郡	愛南町城辺	]甲1988番	平成24年 5 月 1 日

#### ○愛媛県告示第1157号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	– Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称 又は氏名	名				称	所		在		地	拍正千月口	リーこ人の種類
株式会社ラ・マル	訪問看護	ステーシ	ノョン空	Z.		愛媛県今グーナ7	治市東 号館	村一丁I	目7番2	25号 ラ	平成24年8月15日	訪問看護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護治	事業所	サン・	ファミ	ミリア今	愛媛県今	治市山	路町一 <sup>-</sup>	丁目536	5 - 1	平成24年8月15日	訪問介護

#### ○愛媛県告示第1158号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類	
11. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12.	名				称		所		在		地	相处平月口	リーレスの程類	
株式会社スピーシーズ	居宅介護	支援事	業所福	家		愛地	媛県伊 !	予郡松	前町大	字北黒	出680番	平成24年8月1日	居宅介護支援	
株式会社幸徳	居宅介護	支援事	業所幸	徳		愛	媛県南	宇和郡	愛南町	当水161	I番地	平成24年8月1日	居宅介護支援	
株式会社サン・ファミリア	居宅介護 今治	支援事	業所サ	ン・フ	ファミリフ	愛	媛県今	台市山	路町一 <sup>-</sup>	厂目536	5 - 1	平成24年8月15日	居宅介護支援	

# ○愛媛県告示第1159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ ·	- t	Ľ.	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称	Á	Ť		在	E		地	拍处平月口	リーこ人の性類
株式会社ラ・マル	訪問看護	ステ	ーショ	ョン空				県今治ナ7号		村一	-丁目	7番2	5号 ラ	平成24年8月15日	介護予防訪問看護
株式会社サン・ファミリア	訪問介護	事業	所サン	ノ・フ	ァミリ	リア今	台 愛媛	県今治	台市山	路町	丁丁	目536	- 1	平成24年8月15日	介護予防訪問介護

#### ○愛媛県告示第1160号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	指名	定	居	宅	サ 称	<u>-</u>	ビ 所	ス	事 在	業	所 地	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛南町社	:協御荘	訪問介	<b>î護事業</b>	ണ	愛地	媛県南 御荘:	宇和郡老人福	愛南町	御荘平	城2139番	平成24年8月31日	訪問介護

#### ○愛媛県告示第1161号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の	指定介護予	防	サービ	ス事業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名	称	所	在	地		
社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛南町社協御荘訪問介護事業院	听	愛媛県南宇和地 御荘老人	]郡愛南町御荘平 、福祉センター	<sup>Z</sup> 城2139番	平成24年8月31日	介護予防訪問介護

#### ○愛媛県告示第1162号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において 準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の 日から4月間縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所 在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の年月日	届出年月日
エミフルMASAKI - A	伊予郡松前町筒井茶 屋分832 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の名称及び住所	住友信託銀行株式会 社 大阪府大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株 式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目4番1号	平成24年 4月1日	平成24年 9月10日
エミフルMASAKI - B	伊予郡松前町東古泉 東浦676 - 1 外	大規模小売店舗を設置する者 の名称及び住所	住友信託銀行株式会 社 大阪府大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株 式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目4番1号		平成24年 9月3日
		大規模小売店舗において小売 業を行う者の代表者の氏名	ダイキ株式会社 代表取締役 佐藤 一郎	ダイキ株式会社 代表取締役 髙橋 宰		
エミフルMASAKI - C	伊予郡松前町東古泉 文五郎分586 外	大規模小売店舗を設置する者 の名称及び住所	住友信託銀行株式会 社 大阪府大阪市中央区 北浜四丁目5番33号	三井住友信託銀行株 式会社 東京都千代田区丸の 内一丁目4番1号		平成24年 9月10日

# 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

# (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

# ○愛媛県告示第1163号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、

次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。 平成24年9月21日

#### 愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成 分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏 名又は名称及 び住所
平成27 年9月 25日	愛媛県 第1240 号	魚廃物 加工肥 料	5 .0 魚 廃物加 工肥料	室量 5.0 り全 2.8	含許る成最は定のり有さ有分大、規とをれ害の量公格お	吉田町漁業協同組合。 組合,要選集字和島市 吉田町立間尻甲 428番地

#### ○愛媛県告示第1164号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第 249号)第30条の2第1項の規定により告示する

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所 今治市伯方町北浦字竹田乙106
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字竹田乙106(次の図に示す部分に限る。)
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1165号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、 次のように保安林の指定を解除する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除に係る保安林の所在場所
  - 大洲市長浜町沖浦丙1612の4、丙1720の4(以上2筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由

道路用地とするため

# ○愛媛県告示第1166号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成24年9月21日から10月4日まで

#### ○愛媛県告示第1167号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第8号に基づき、コイがコイヘ ルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めら れた県内の公共用水面及びこれと連接して一体を成す水面の範囲を、 平成24年8月30日次のとおり定めた。

-111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- (11 -- 111. -- 111. -- (11 -- 111. -- 1

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

二級河川渦井川水系渦井川の本支流及びこれと連接して一体を成 す内水面

#### ○愛媛県告示第1168号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 朝倉村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

平成24年9月21日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	清	水	重 鬼		今治市古谷甲95番地 1	
"	越	智	友	雄	今治市朝倉上甲2052番地 4	
"	越	智		存	今治市朝倉上甲87番地	
"	曽我部		洋	Ξ	今治市朝倉上甲693番地	
"	渡	辺	隆	弘	今治市朝倉上甲920番地	
"	越	智	修	Ξ	今治市朝倉上甲1509番地 1	
"	加	藤	和	敏	今治市朝倉上甲1096番地3	
"	越	智		巧	今治市朝倉上甲2725番地 1	
"	永	井	房	_	今治市朝倉南甲374番地	
"	長	井	Ξ	造	今治市朝倉南乙113番地7	
"	仙	波	洋	=	今治市朝倉南甲312番地	
"	武	田	博	志	今治市朝倉北甲368番地	
"	白	石	良	光	今治市朝倉下甲820番地1	
"	南	條		泉	今治市朝倉下甲1182番地	
"	日	浅	正	則	今治市朝倉下甲680番地 2	
"	清	水		亘	今治市山口甲192番地	
"	窪	田	悟	師	今治市古谷甲759番地 3	
監事	小	澤	公	暁	今治市朝倉上甲2097番地 4	
"	冏	部	正	人	今治市朝倉北甲434番地	
"	石	丸	孝	光	今治市朝倉下甲174番地	

# 退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	仙	波		悟	今治市朝倉南甲312番地	
"	山	内		哲	今治市朝倉上甲1594番地	
"	越	智		存	今治市朝倉上甲87番地	
"	越	智	桐	雄	今治市朝倉上甲598番地 1	
"	渡	辺	隆	弘	今治市朝倉上甲920番地	
"	武	田	孝	雄	今治市朝倉上甲2247番地	
"	石	丸	俊	郎	今治市朝倉上甲1157番地	

"	越 智 巧	今治市朝倉上甲2725番地 1		"	清	水	亘	今治市山口甲192番地
"	菅 朗富	今治市朝倉南乙18番地 2		"	後	Щ	和良	今治市古谷甲 4 番地 3
"	永 井 房 一	今治市朝倉南甲374番地		"	清	水	俊仁郎	今治市古谷甲96番地 2
"	阿部正人	今治市朝倉北甲434番地		監 事	越	智	健 裕	今治市朝倉上甲2017番地
"	南條 泉	今治市朝倉下甲1182番地		"	菅		敏 朗	今治市朝倉北甲360番地
"	日浅正則	今治市朝倉下甲680番地 2		"	石	丸	孝光	今治市朝倉下甲174番地
"	白 石 末 光	今治市朝倉下甲957番地 1	'					

# ○愛媛県告示第1169号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取 り 消 し た建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 22)第9224号	平成23年 1月19日	アイケン工業(有)	日浅伊久磨	今治市長沢甲539 - 4	平成24年 8月6日	石工事業、鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 20)第15458号	平成20年 11月14日	新居浜市管工事業同	小泉 禮造	新居浜市八雲町 3 - 29	平成24年 8月6日	管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 22)第14669号	平成22年 12月19日	吉岡弘美塗装	吉岡 曻	新居浜市本郷3-5-45	平成24年 8月8日	塗装工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 23)第13379号	平成23年 4月26日	㈱天宗	吉田 龍藏	今治市美須賀町4-1-	平成24年 8月13日	管工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第7934号	平成23年 10月28日	黒川設備	黒川 初一	今治市室屋町 5 - 3 - 19	平成24年 8月21日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(特 - 23)第10136号	平成23年 5 月13日	長崎工業(株)	長崎信行	今治市玉川町三反地甲30 - 4	平成24年 8月22日	左官工事業、鉄筋工事業 板金工事業、ガラス工事業 防水工事業、熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部)
(特 - 23)第1396号	平成23年 11月29日	越智電気工事(株)	岡田 和雄	今治市高橋甲394 - 2	平成24年 8月22日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装事業	建設業の廃止 (一部)

#### ○愛媛県告示第1170号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	西	条久万	線	西条市大保木字	土山甲53都	昏16					平成24年 9 月21日

# ○愛媛県告示第1171号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	ŧ	松山空港	線	松山市竹原二丁目							平成24年 9 月21日
"		"		松山市竹原二丁同市竹原町一丁							ıı .

# ○愛媛県告示第1172号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	寺	尾重信約	線	東温市山之内字							平成24年 9 月21日

# ○愛媛県告示第1173号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年9月21日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第22号 平成24年9月11日	伊予郡松前町大字鶴吉字康居287番 5	伊予郡松前町大字鶴吉287番地 3 神 尾 孝 光

#### ○愛媛県告示第1174号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成24年9月21日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第23号 平成24年 9 月14日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛216番 1 、217番、218番 1	香川県高松市寺井町1024番地 2 株式会社 ファミリーホーム 代表取締役 千 田 善 博

# ○愛媛県告示第1175号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

	許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(	特 - 19)第7051号	平成19年 9月16日	㈱むらかみ	兼本 章	大洲市長浜町下須戒1271	平成24年 8月7日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(	特 - 19 )第7051号	平成19年 9月16日	(株むらかみ	兼本 章	大洲市長浜町下須戒1271	平成24年 8月15日	とび・土工工事業 石工事業、ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

#### ○愛媛県告示第1176号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年9月21日

				•		
道路の種類	路線名	区間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	佐田岬三崎線	西宇和郡伊方町正野2584番 2 地先から	ІВ	メートル 5 8~11 8	キロメートル 0 .198	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	在四岬二岬赤	同町正野2556番1地先まで	新	6 <i>4</i> ~ 16 <i>7</i>	0 .198	
u u	"	西宇和郡伊方町正野2454番から	IΒ	5 .7 ~ 14 .6	0 .134	
		同町正野2429番まで		9 0~20 5	0 .134	
"	"	西宇和郡伊方町正野2297番 1 から	IΒ	6 5~11 8	0 .181	
,		同町正野2004番まで	新	8 D~24 .1	0 .181	
"	"	西宇和郡伊方町正野1947番地先から	IΒ	5 2~10 4	0 .112	
,	"	同町正野1942番2まで	新	8 D~11 .7	0 .112	
"	"	西宇和郡伊方町正野2639番から	IΒ	7 5~21 5	0 .103	
"	"	同町正野2621番まで		11 9~41 8	0 .103	

# ○愛媛県告示第1177号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	長	浜中村	線	大洲市多田乙341							平成24年 9 月21日

(1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1)

# ○愛媛県告示第1178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	美	川小田	線	喜多郡内子町上 同町上川4131番		3から					平成24年 9 月28日

# ○愛媛県告示第1179号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月21日

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一帆围港	口白公克蚊之始	西予市城川町川津南4018番1地先から 同町川津南4010番1地先まで	IΒ	メートル 50~70	キロメートル 0 .090	
一般県道	日向谷高野子線	西予市城川町川津南4010番 1	新	12 0~18 0	0 .090	

# ○愛媛県告示第1180号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般県道	日向	谷高野	子線	西予市城川町川	津南4010都	昏 1					平成24年 9 月21日

公 告

#### 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7 月24日	N P O 法人 クオリティアンドコミュニケー ションオプアーツ	德永高志	松山市清水町三丁目83番地	この法人は、社会資本としての芸術の振興と活用を推進するため、芸術活動を行う個人や団体また、これを享受する地域社会に対して、その支援や橋渡し、普及等に関する事業を行い、もって独創力、表現力、創造性のある人と地域の形成を目指し、公益に寄与することを目的にする。

# 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 8 月31日	特定非営利活動法人 地域美術展協会	渡邊祥行		この法人は、各地の風物や伝統的行事等を描く 展覧会の開催事業を行い、もって地域文化の振 興と地域経済の活性化に寄与することを目的と する。

# ○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 9 月11日	特定非営利活動法人 食品治療学研究所	吉村裕之	愛媛県東温市樋ノ口乙96番地35	この法人は、健康の維持・増進・回復に対する 食品の有用性を産官学の連携により、科学的に 評価する事業を行い、国民の健康な生活の質的 向上に寄与することを目的とする。

#### 公安委員会告示

# ○愛媛県公安委員会告示第4号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号) 第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の廃止 の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年9月21日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

指定講習機関の名称、所在地 及び代表者の氏名	廃止する特定講習の種別	廃 止 年月日
交安ドライビングスクール 宇和島市伊吹町小倉1421番地 永井 通康	取消処分者講習及び初心 運転者講習	平成24年 9月21日

#### 公営企業告示

#### ○愛媛県公営企業告示第11号

次のとおり落札者を決定した。 平成24年9月21日

#### 愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
医療機器(15T磁気共鳴断層撮影 装置)の購入(愛媛県立中央病院)	愛媛県公営企業管 理局総務課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成24年9月7日	株式会社自治体病院共 済会 東京都千代田区紀尾井 町 3番27号(剛堂会館 内)	220 500 000円	一般競争入札	平成24年 7 月27日

#### 公営企業公告

#### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 事業名

新中央病院院内LAN(1号館)整備事業

(2) 事業実施場所

愛媛県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院

(3) 事業内容

新中央病院1号館における院内ネットワークを運用するために必要な装置の調達、LAN配線、保守などを行う。(詳細は入札説明書等による。)

(4) 賃貸借期間

平成25年5月5日から平成31年5月4日まで

- (5) **物件の設置完了日** 平成25年3月15日
- (6) 入札.方法
  - ア 入札金額は、保守を含む1ヶ月当たりの借入代金とすること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当 するもの。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。

- (2) 入札説明書等に示す要求仕様の全てを確実に履行できることを証明したものであること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。
- 3 入札説明書の交付
  - (1) 交付期間

公告の日から平成24年10月18日(木)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。)(ただし、10月18日(木)は午後5時00分まで)

(2) 交付方法

5(7)に掲げる場所で交付する。

4 開札の日時及び場所

平成24年10月31日(水)午後2時00分

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

- 5 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明する 書類を平成24年10月18日(木)までに提出しなければならない。 なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効等
  - ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。
  - イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、

入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、そ の者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

(8) その他

詳細は、入札説明書等による。

- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Project of LAN Wire Installation for Ehime Prefectural Central Hospital (Building 1)
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 31 October 2012
- (3) For further information , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Administration Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

#### 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月21日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

X線Cアーム透視装置の購入

(2) 購入物品名及び数量

X線Cアーム透視装置 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成25年1月31日まで

(5) 納入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当 するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出方法等
- (1) 提出書類及び入札書の提出方法 電子入札システムによる。
- (2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所 愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html

- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限 平成24年10月18日(木)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日(水)から平成24年11月2日(金)までの電子入札システム稼動時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、11月2日は午後10時59分まで))。

紙入札による場合は、平成24年11月2日(金)午後10時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成24年11月2日(金)午前11時00分

愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年10月18日(木)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し、説 明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否 亜

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規 定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及 び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により 3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- Nature and quantity of the product to be purchased: X ray fluoroscope Radiography System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:59 a.m., 2 November 2012
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570

TEL 089 912 2794

# 〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 9 月21日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

血管連続撮影システムの借入れ

- (2) 借入物品名及び数量 血管連続撮影システム 1式 (使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式 を含む。)
- (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年3月15日から平成31年3月14日まで

(5) **借入場所 愛媛**県松山市春日町83番地

愛媛県立中央病院新本院

- (6) 入札方法
  - ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。
  - イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該 金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨 てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当 する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該 当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規 定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出方法等
  - (1) 提出書類及び入札書の提出方法 電子入札システムによる。
- (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所 愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。 http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html
- (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限 平成24年10月19日(金)午後5時00分まで。
- (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成24年10月31日(水)から平成24年11月2日(金)までの電子入札システム稼動時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、11月2日は午前11時29分まで))。

紙入札による場合は、平成24年11月2日(金)午前11時29分まで。)

- (5) 開札の日時及び場所 平成24年11月2日(金)午前11時30分 愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館2階)
- (6) 問い合わせ先 愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 - 2794

#### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規 定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年10月19日(金)午後5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明 を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規 定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Angiography System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 11:29 a.m., 2 November 2012
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

平成24年 9 月21日 発行 809